

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく物品の購入及び役務の提供に係る契約における、武豊町財務規則（昭和61年規則第11号。以下「規則」という。）第181条の2に規定する随意契約の公表の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要領による公表の対象は、規則第181条に基づく随意契約の限度額を超えるものとする。

(発注見通しの公表)

第3条 随意契約の締結を予定している契約担当課長は、毎年度総務課長が指定する期日までに、別紙発注見通し一覧（様式第1号）により総務課長に報告するものとする。年度の途中において新たに契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 総務課長は、毎年度、前項の規定による契約担当課長の報告を取りまとめ、契約締結予定日までに武豊町ホームページ及び総務課において閲覧に供する方法により公表するものとする。

(契約締結状況の公表)

第4条 契約担当課長は、随意契約を締結したときは、総務課長に対し、速やかに別紙契約締結状況一覧（様式第2号）により報告するものとする。

2 総務課長は、前項の規定による契約担当課長の報告を取りまとめ、武豊町ホームページ及び総務課において閲覧に供する方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の発注見通し一覧

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、武豊町財務規則第181条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の契約締結状況一覧

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、武豊町財務規則第181条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。